

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有財産の貸付について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年11月9日

鹿児島県知事 塩田康一

### 1 入札に付する事項

- (1) 貸付物件名及び貸付面積  
鹿児島県庁行政庁舎1階の一部 53.24平方メートル
- (2) 所在地 鹿児島市鴨池新町10番1号
- (3) 貸付物件の用途 書店
- (4) 貸付期間 令和4年4月1日（金）から令和7年3月31日（月）まで
- (5) 貸付条件 県有財産一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 鹿児島県内に事業所がある者
- (3) 書籍等の取扱実績がある者
- (4) 法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 鹿児島県から指名停止を受けていない者
- (7) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等

エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこ

れらを利用している法人等

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人等

### 3 入札の方法等

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額を落札金額（契約金額）とするので、入札に参加する者は、見積もる契約金額（貸付全期間）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和3年12月15日（水）午前11時

イ 場所 鹿児島県庁行政庁舎 1階 入札室

(3) 実施要領の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和3年11月9日（火）から同年11月29日（金）（県の休日を除く。）までの午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 交付場所

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第一係（県庁行政庁舎1階）

鹿児島市鴨池新町10番1号

(4) 入札参加申込書等の受付期間及び交付場所

3の(3)のア及び(3)のイに同じ。

(5) その他

入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、実施要領による。

### 4 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、実施要領に定める方法により、実施要領に定める期限までに納付すること。

なお、入札保証金は、入札終了後速やかに還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

### 5 契約条項を示す期間及び場所

3の(3)のア及び(3)のイに同じ。

### 6 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札書の記載事項が不明な入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入

札

- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認められた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) 送付，電報又は電送の方法による入札

7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で，予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

8 契約書の締結

落札者は，定期建物賃貸借契約書を締結する。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を，実施要領に定める方法により，実施要領に定める期限までに納付すること。

10 問合せ先

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第一係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3795

FAX番号 099-286-5641